

[研究ノート]

「知的財産情報開示指針」に基づく知的財産の開示状況

山内 暁

Disclosures of Intellectual Property by Japanese Firms

Aki Yamauchi

本研究ノートは、日本企業の知的財産情報の開示状況(2004年開示から2007年開示)について、特にその開示媒体および知的財産報告書の分量と構成に焦点をあてて整理・分析している。知的財産情報の開示は、2004年1月に経済産業省から公表された「知的財産情報開示指針」において推奨されている。しかし現在、実際にそのような開示を行なっている企業はそれほど多いとはいえない状況にある。本研究において、少ないながらも知的財産情報の開示を行なっている企業の情報を比較してみると、開示媒体や開示項目にバラツキがみられ、それらの情報の比較可能性は高いとはいえない状況にあることが判明した。

This research note investigates how Japanese firms disclose Intellectual Property in the form of Intellectual Property Report. Recently, some firms prepare Intellectual Property Report based on the "The Guideline on Disclosure for Intellectual Property" that has been specified by the Ministry of Economy, Trade and Industry.

So far, the number of firms that disclose Intellectual Property Report is limited. This is because that such report is not mandatory by the accounting system. Furthermore, since the Intellectual Property Report is voluntarily disclosed by each firm, there exists no unified format for such the disclosure of Intellectual Property Report.

This research note also shows that how the format of the disclosed Intellectual Property Report is different from one firm to another.

知的財産 無形資産 知的財産報告書 知的財産情報開示指針

Intellectual Property, Intangible, Intellectual Property Report, The Guideline on Disclosure for Intellectual Property

(原稿受領日 2008.10.20)

はじめに

知的財産を巡る国家戦略の動向

2002年の第154回国会における小泉前内閣総理大臣による以下の演説により、わが国における知財立国への取り組みが始まった。

「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活

動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します⁽¹⁾。」

当該演説を契機として、わが国が有する特許権などの知的財産を保護、活用し、国際競争力を強化するために、「知的財産戦略会議」が2002年2

月25日に設立された。その後、2002年7月3日に「知的財産戦略大綱」が決定し、2002年12月4日には「知的財産基本法」が公布され(2003年3月1日施行)、2003年3月1日には「知的財産戦略本部」が設置され、2005年4月1日には「知的財産高等裁判所」が設立された(表1参照)。

このような国家戦略を受けて、経済産業省からは、知的財産の管理、活用、開示などに関して、2003年3月に「知的財産の取得・管理指針」が公表され、2004年1月には「知的財産情報開示

指針」、2005年8月には「産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産小委員会 中間報告書」、2005年10月には「知的資産経営の開示ガイドライン」が公表されている(表2参照)²⁾。

本研究ノートでは特に、2004年1月に公表された「知的財産情報開示指針」(以下、「開示指針」という)に焦点をあてて、当該「開示指針」の全体像を概観し、当該指針にもとづく知的財産情報の開示状況を整理・分析する。

表1 知財を巡る国家戦略の動向

2002年2月25日	知的財産戦略会議の開催
2002年7月3日	知的財産戦略大綱の決定
2002年12月4日	知的財産基本法の公布(2003年3月1日施行)
2003年3月1日	知的財産戦略本部の設置
2005年4月1日	知的財産高等裁判所の設立

表2 知財を巡る経済産業省の動向

2003年3月	知的財産の取得・管理指針の公表
2004年1月	知的財産情報開示指針の公表
2005年8月	産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産小委員会 中間報告書の公表
2005年10月	知的資産経営の開示ガイドラインの公表

知的財産の定義

本節では、「開示指針」の全体像を整理するのに先立ち、そもそも知的財産がいかなるものであるかについて整理しておくことにしたい。

「知的財産基本法(平成14年法律第122号)」において、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号そ

の他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう(「知的財産基本法」第2条第1項)。

一方、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいう(「知的財産基本法」第2条第2項)。当該「知的財産権」の具体的な種類は、図1のように示される³⁾。つまり、知的財産権は、創作意欲の促

創作意欲を促進		信用の維持	
知的創造物についての権利		営業標識についての権利	
特許権 (特許法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明を保護 ・ 出願から 20 年 	商標権 (商標法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・サービスに使用するマークを保護 ・ 登録から 10 年(更新あり)
実用新案権 (実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の形状等の考案を保護 ・ 出願から 10 年 	商号 (会社法、商法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商号を保護
意匠権 (意匠法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品のデザインを保護 ・ 登録から 15 年 	商品等表示、商品形態 (不正競争防止法)	【以下の不正行為を禁止】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 混同惹起行為 ・ 著名表示冒用行為 ・ 形態模倣行為 ・ ドメイン名の不正取得等 ・ 誤認惹起行為
著作権 (著作権法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 ・ 創作から死後 50 年(法人は公表後 50 年、映画は公表後 70 年) 	産業財産権 (注) 特許、実用新案、意匠及び商標を産業財産権といいます。	
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ・ 登録から 10 年 		
育成者権 (種苗法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物の新品種を保護 ・ 登録から 25 年(樹木 30 年) 		
(技術上、営業上の情報) 営業秘密 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止 		

図1 「知的財産権」の種類⁽⁴⁾

知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権や商標権といった知的創造物に関係するもので法的権利を取得しているもの
知的財産	「知的財産権 (法的権利を取得しているもの)」 + 「法的権利を未だ取得していないもの」

図2 「知的財産権」と「知的財産」

進を目的とした「知的創造物についての権利」と、使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に分けられる。「知的創造物についての権利」には、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、回路配置利用権、育成者権、お

よび営業秘密があり、「営業標識についての権利」には、商標権、商号、商品等表示、商品形態がある。なお、特許、実用新案、意匠および商標は、一般的に「産業財産権」とよばれている。以上をまとめると、まず、知的財産権とは、特

許権、実用新案権、意匠権、著作権や商標権といった知的創造に係るもので法的権利を取得しているものをいう。他方、知的財産には、法的権利を取得している知的財産権に加えて、知的創造に係るものではあるが未だ法的権利を取得していないものも含まれる（図2参照）⁽⁵⁾。

「知的財産情報開示指針」の全体像

本節では、「知的財産情報開示指針」の全体像を概観する。

1. 知的財産情報の開示媒体⁽⁶⁾

「開示指針」では、知的財産情報の媒体として、知的財産情報だけに特化した報告書である「知的財産報告書」に加えて、決算短信、事業報告書、年次報告書（アニュアル・レポート）、IR説明会用の資料や口頭での説明、ウェブサイトへの掲載などがあげられている。さらに、このような知的財産情報の開示は、強制的なものではなく、企業が任意で開示すべきものとされている。

2. 知的財産情報の開示項目

「開示指針」では、知的財産情報の開示を行う際に開示されることが望ましい10項目、その開示内容例、およびその開示により期待される効果などがあげられている。これらをまとめたものが表3である。

知的財産情報の開示状況

本節では、「開示指針」にもとづく知的財産情報の開示状況について、その開示媒体、分量や構成などに焦点をあてて整理・分析する。

1. 開示媒体

各企業の知的財産情報の開示状況（2004年開示から2007年開示）は、以下の表4のとおりである。知的財産情報の開示媒体としては、知的財産報告書単体のほか、アニュアルレポートなど他の開示媒体を採用している企業もみられる。

2. 知的財産報告書の分量

知的財産報告書単体での開示に焦点をあてて、各企業がどの程度の分量（ページ数）の知的財産報告書を作成しているかについて整理すると、以下の表5のとおりとなる。

さらに、表5における知的財産報告書のページ数を5ページごとに区切り、そのページ数の報告書の件数を示すと、図3のとおりになる（1ページから5ページの報告書は2件、6ページから10ページの報告書は28件、11ページから15ページの報告書は17件、16ページから20ページの報告書は14件、21ページから25ページの報告書は2件、26ページから30ページの報告書、31ページから35ページの報告書、36ページから40ページの報告書、41ページ以上のページの報告書はそれぞれ全て1件）。

その他、開示の特徴としては、PDFファイル形式の報告書に加えてWeb版電子ブック形式の報告書を開示している企業もあげられる。例えば、太平洋セメント株式会社は、2007年開示から、PDFファイル形式の報告書に加えてWeb版電子ブック形式での報告書も開示している。また、アンジェスMG株式会社も、2008年開示から、PDFファイル形式の報告書に加えてWeb版電子ブック形式での報告書も開示している。

さらに、日本語版による報告書に加えて、英語版の報告書を開示している企業もある。例えば、日立化成工業株式会社は、2005年開示の報告書から継続的に、日本語版のものに加えて英語版のものも開示している⁽¹⁰⁾。また、テルモ株

表3 「知的財産情報開示指針」で示されている開示項目⁽⁷⁾

開示項目	開示内容例	期待される効果
① 中核技術と事業モデル	中核技術の明示	競争優位の源泉
	セグメント別研究開発投資額	企業成長とその方向性の推定
	研究開発の方向性と事業モデル	企業成長とその方向性の推定、利益が得られる仕組みの確認
② 研究開発セグメントと事業戦略の方向性	研究開発分野毎の事業戦略の概要と方向性	将来キャッシュフロー源泉の認識と成長性の推定
③ 研究開発セグメントと知的財産の概略	主要知的財産の種類と用途又は潜在的用途	将来キャッシュフロー成長性の推定
④ 技術の市場性、市場優位性の分析	競争優位分野での知的財産・技術の蓄積を示す情報	将来キャッシュフローとその時期、成長性の推定
	技術用途、潜在顧客、市場の成長可能性	将来キャッシュフローとその時期、成長性の推定
⑤ 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携	研究開発組織体系図と知的財産管理組織	将来企業成長の方向性、戦略的知的財産管理の確認、研究開発から商品化への速度の期待
	研究開発の戦略的協力・提携	戦略的知的財産管理の確認
⑥ 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針(指針の実施を含む)	事業戦略に照らした指針実施の旨	企業業務プロセス健全性の推定
⑦ ライセンス関連活動の事業への貢献	(a) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合	主要セグメント又は技術分野毎のライセンス収入及び支出、その戦略的意義 キャッシュフロー実現の確認、安定性の推定
	(b) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合	特許の戦略的ライセンス方針、クロスライセンスの実施等 キャッシュフロー実現の確認、安定性の推定
⑧ 特許群の事業への貢献	(a) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合	主要セグメント又は技術分野毎の保有特許件数及びその戦略的意義 キャッシュフロー源泉の確認、安定性の推定
	(b) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合	主要セグメント又は技術分野毎、かつ、特許の実施の態様別(自社実施中の特許、将来事業化予定の特許、防衛特許/その他)に分類した保有特許件数とその戦略的意義 キャッシュフロー源泉の確認、安定性の推定
	※ただし、「実施の態様別の分類」については、企業において戦略的又はやむを得ない理由がある場合には、「自社実施中の特許」及び「それ以外」の2分法に簡素化する選択肢又は実施の態様別の分類を行わない選択肢も考えられる。	
⑨ 知的財産ポートフォリオに対する方針	知的財産ポートフォリオによる管理の旨	機会費用の削減、経済的価値創出の期待
⑩ リスク対応情報	知的財産権侵害に対する法的措置	攻撃・防衛
	特許・ライセンス契約、関連法規制の変更がキャッシュフローに与える影響とその対処	競争優位持続期間の推定、リスク管理体制整備の推定

表4 知的財産情報の開示媒体⁽⁸⁾

「アニュアル」はアニュアルレポートでの開示、「知財報告書」は知的財産報告書での開示を示している。

会社名	2004年開示媒体	2005年開示媒体	2006年開示媒体	2007年開示媒体
(財)電力中央研究所	—	—	知財報告書	知財報告書
J S R株式会社	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
日本電気株式会社	アニュアル	アニュアル	—	アニュアル
NTN株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
株式会社NTTデータ	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
旭化成株式会社	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル
味の素株式会社	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	知財報告書
アンジェスMG株式会社	—	知財報告書	知財報告書	知財報告書
石川島播磨重工業株式会社	—	アニュアル	アニュアル	
井関農機株式会社	知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
宇部興産株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
エーザイ株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
大阪ガス株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
オムロン株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
オリンパス株式会社	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
花王株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
カブドットコム証券株式会社	知財報告書	知財報告書	知財報告書	知財報告書
キッコーマン株式会社	—	知財報告書	知財報告書	知財報告書
キヤノン株式会社	アニュアル等	アニュアル等	アニュアル等	アニュアル等
麒麟麦酒株式会社	—	—	知財報告書	知財報告書
コニカミノルタホールディングス株式会社		アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
シャープ株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
住友重機械工業株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
セイコーエプソン株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
積水化学工業株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
ソニー株式会社	アニュアル	—	アニュアル	アニュアル
太平洋セメント株式会社	—	知財報告書	知財報告書	知財報告書
株式会社大和証券グループ本社	—	—	アニュアル	アニュアル
武田薬品工業株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
中外製薬株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
帝人株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
テルモ株式会社	—	—	アニュアル	知的資産報告書
東京エレクトロン株式会社	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル
東京電力株式会社	—	アニュアル	アニュアル	アニュアル
株式会社東芝	アニュアル	知財報告書	知財報告書	アニュアル
東レ株式会社	—	知財報告書	知財報告書	知財報告書
トヨタ自動車株式会社	—	—	アニュアル	アニュアル
株式会社トランスジェニック	—	—	知財報告書	知財報告書

日東電工株式会社	—	アニュアル	—	—
東日本旅客鉄道株式会社	アニュアル	—	—	—
日立化成工業株式会社	知財報告書	知財報告書	知財報告書	知財報告書
株式会社日立製作所	知財報告書	知財報告書	知財報告書	知財報告書
富士通株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
株式会社ブリヂストン	知財報告書	知財報告書	知財報告書	知財報告書
松下電器産業株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
三井造船株式会社	知財報告書	知財報告書	知財報告書	
三菱化学株式会社 (三菱ケミカルホールディングス)	アニュアル	アニュアル	—	—
三菱重工業株式会社	—	知財報告書	知財報告書	知財報告書
三菱電機株式会社	アニュアル	アニュアル	アニュアル	アニュアル
三菱マテリアル株式会社	—	—	アニュアル	アニュアル
横河電機株式会社	—	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書	アニュアル 知財報告書
国立大学法人三重大学	—	知財報告書	—	—

表5 知的財産報告書の分量(ページ数)⁹⁾

会社名	2004年開示媒体	2005年開示媒体	2006年開示媒体	2007年開示媒体
(財)電力中央研究所	—	—	37	96
J S R株式会社	x	x	9	11
旭化成株式会社	13	29	12	33
味の素株式会社	4	9	13	13
アンジェスMG株式会社	—	12	17	21
井関農機株式会社	9	13	13	11
オリンパス株式会社	4	6	9	10
カブドットコム証券株式会社	x	x	x	14
キッコーマン株式会社	—	9	10	16
麒麟麦酒株式会社	—	—	x	17
コニカミノルタホールディングス株式会社	7	9	8	8
太平洋セメント株式会社	—	9	15	16
テルモ株式会社	—	—	—	6
東京エレクトロン株式会社	7	9	13	—
株式会社東芝	—	x	x	16
東レ株式会社	—	13	14	17
株式会社トランスジェニック	—	—	9	9
日立化成工業株式会社	18	18	18	18
株式会社日立製作所	x	x	18	21
富士通株式会社	—	—	12	13
株式会社ブリヂストン	8	16	16	20
三井造船株式会社	6	10	10	—
三菱重工業株式会社	—	12	9	9
横河電機株式会社	—	6	10	10
国立大学法人三重大学	—	8	—	—

*「—」: 知的財産報告書が開示されていない。

*「x」: 知的財産報告書が開示されているが、入手不能。

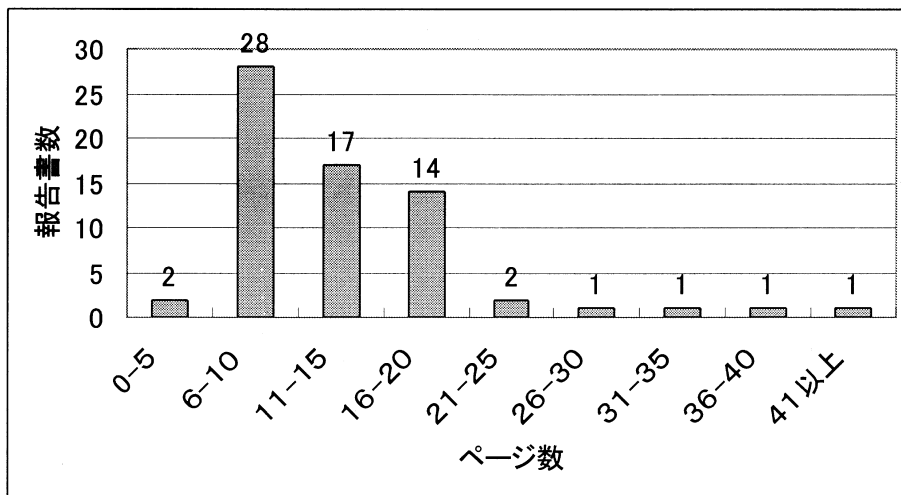


図3 知的財産報告書のページ数

式会社も、2007年開示の報告書について、日本語版のものに加えて英語版のものも開示している⁽¹¹⁾。

なお、過去の報告書が、入手不能な企業もある(表5における「x」)。そのような企業のほとんどは、最新の報告書のみがWebページで入手可能な状態となっている。しかし、過去の報告書との比較可能性という観点からは、過去のものも入手可能な状態とすることが望まれる。

3. 知的財産報告書の構成

(1) 知的財産報告書の構成

各企業の知的財産報告書の構成のパターンとしては、3パターンあげられる。第1は、「開示指針」でとりあげられている10個の開示項目をそのまま(または、ほぼそのまま)目次として知的財産情報の開示を行っているというものである。第2は、10個の開示項目とは関係なく、その企業独自の構成で知的財産情報の開示を行っているというものである。この場合、報告書に10個の開示項目で示されている内容は含めつつも、報告書の構成については独自のものに変更している企業と、10個の開示項目の内容自体をほとんど含めずに、独自の報告書を作成してい

る企業とがある。第3は、当初は10個の開示項目をそのまま(またはほぼそのまま)目次として知的財産情報の開示を行っており、その後、その企業独自の構成で知的財産情報の開示を行うようになったというものである。

(a) 10個の開示項目をそのまま(または、ほぼそのまま)目次として知的財産情報の開示を行っている企業

JSR株式会社・オリンパス株式会社・カブドットコム証券株式会社・キッコーマン株式会社・コニカミノルタホールディングス株式会社・太平洋セメント株式会社・東レ株式会社・日立化成工業株式会社・三井造船株式会社

(b) その企業独自の構成で知的財産情報の開示を行っている企業

(財)電力中央研究所・アンジェスMG株式会社・井関農機株式会社・麒麟麦酒株式会社・テルモ株式会社・株式会社東芝・株式会社トランスジェニック・株式会社日立製

作所・富士通株式会社・横河電機株式会社・
国立大学法人三重大学

(c)当初は10個の開示項目をそのまま(または
ほぼそのまま)目次として知的財産情報の開
示を行っていたが、その後企業独自の構成で
知的財産情報の開示を行うようになった企業

旭化成株式会社・味の素株式会社・東京エ
レクトロン株式会社・株式会社ブリヂスト
ン・三菱重工業株式会社

(2) 開示情報の拡充

「開示指針」で示されている10個の開示項目以
外の情報を積極的に開示している企業もあり、
例えば以下のような開示項目がある。

- ・ 知的財産の価値評価 ((財) 電力中央研究所)
- ・ 知財価値の定量化(太平洋セメント株式会社)
- ・ 中長期計画(旭化成株式会社 2006年開示媒
体から)
- ・ 商標に対する取り組み(味の素株式会社
2005年開示媒体から)
- ・ コーポレートブランド力強化の取り組み(味
の素株式会社 2005年開示媒体から)
- ・ 研究者への知的財産教育に対する取り組み
(味の素株式会社 2007年開示媒体から)
- ・ 知財立国への提言(アンジェスMG株式会社)
- ・ 特許用語の説明や解説的なこと(アンジェス
MG株式会社)
- ・ 知的財産戦略の概要(オリンパス株式会社
2006年開示媒体)
- ・ 模倣品対策(オリンパス株式会社 2007年開
示媒体から)
- ・ 商標とブランド(キッコーマン株式会社/麒麟
麦酒株式会社)

以上、知的財産報告書の構成と10項目以外の
開示情報についてまとめたものが、表6である。

おわりに

以上、本研究ノートでは、「開示指針」にもと
づく知的財産情報の開示状況について整理・分
析してきた。2004年1月に「知的財産情報開示
指針」が公表されてから5年近く経とうとして
いるが、現在のところ知的財産情報を開示して
いる企業は多いとはいえ、そのような情報が
一般的に普及しているとはいえない状況にある。
この要因の1つとして、知的財産情報の開示が
制度的に強制されているものではなく、企業の
自主性に任された任意のものであるため、自主
的にそのような情報を開示する企業が少ないこ
とがあげられるが、おそらくそれだけではない
であろう。それは、知的財産報告書と同様に任
意開示である環境報告書やCSR報告書につい
ては、これらを自主的に開示している企業が相
当数あり、これらの報告書が一般的にも普及し
ているからである。もっとも、これらの報告書と
比較して知的財産情報の開示は歴史が浅いとい
うことを勘案すると、このような状況は当然か
もしれない。環境報告書やCSR報告書は、投資
家を呼び込むための1つの手段として活用され
ることも多いが、今後、知的財産情報(特に知
的財産報告書)が環境報告書やCSR報告書のよ
うに投資家を呼び込み資金調達を容易にするた
めの有用な手段であることが認められるようにな
れば⁽¹³⁾、そのような情報を開示しようとする
企業が増えることとなる。

なお、本研究ノートでは、少ないながらも現
在のところ開示されている知的財産情報を確認
してきたが、これらは比較可能性が高いとはい
えない状況にある⁽¹⁴⁾。本研究ノートで確認した
ように、知的財産情報の開示媒体としては、ア

表6 知的財産報告書の構成と10項目以外の開示情報⁽¹²⁾

会社名		2004年開示媒体	2005年開示媒体	2006年開示媒体	2007年開示媒体
(財)電力中央研究所	(b)	—	—	独自 •知的財産の価値評価	独自 •知的財産の価値評価
J S R株式会社	(a)	x	x	ママ	ママ
旭化成株式会社	(c)	ママ	独自	独自 •中長期計画	独自 •中長期計画
味の素株式会社	(c)	ママ	ママ •商標に対する取り組み •コーポレートブランド力強化の取り組み	ママ •商標に対する取り組み •コーポレートブランド力強化の取り組み	独自 •商標に対する取り組み •コーポレートブランド力強化の取り組み •研究者への知的財産教育に対する取り組み
アンジェスMG株式会社	(b)	—	独自 •知財立国への提言 •特許用語の説明や解説的なこと	独自 •知財立国への提言 •特許用語の説明や解説的なこと	独自
井関農機株式会社	(b)	独自	独自	独自	独自
オリンパス株式会社	(a)	ママ	ママ	ママ •知的財産戦略の概要	ママ •知的財産戦略の概要 •模倣品対策
カブドットコム証券株式会社	(a)	x	x	x	ママ
キッコーマン株式会社	(a)	—	ママ •商標とブランド	ママ •商標とブランド	ママ •商標とブランド
麒麟麦酒株式会社	(b)	—	—	x	独自 •ブランドと商標
コニカミノルタホールディングス株式会社	(a)	ママ	ママ	ママ	ママ
太平洋セメント株式会社	(a)	—	ママ •知財価値の定量化	ママ •知財価値の定量化	ママ •知財価値の定量化
テルモ株式会社	(b)	—	—	—	独自
東京エレクトロン株式会社	(c)	ママ	ママ	独自	—
株式会社東芝	(b)	—	x	x	独自
東レ株式会社	(a)	—	ママ	ママ	ママ
株式会社トランスジェニック	(b)	—	—	独自	独自
日立化成工業株式会社	(a)	ママ	ママ	ママ	ママ
株式会社日立製作所	(b)	x	x	独自	独自
富士通株式会社	(b)	—	—	独自	独自
株式会社ブリヂストン	(c)	ママ	独自	独自	独自
三井造船株式会社	(a)	ママ	ママ	ママ	—
三菱重工株式会社	(c)	—	ママ	独自	独自
横河電機株式会社	(b)	—	独自	独自	独自
国立大学法人三重大学	(b)	—	独自	—	—

* 「 - 」: 知的財産報告書が開示されていない。

* 「 x 」: 知的財産報告書が開示されているが、入手不能。

* 「ママ」: 10個の開示項目をそのまま(または、ほぼそのまま)目次として知的財産情報の開示を行っている企業。

* 「独自」: その企業独自の構成で知的財産情報の開示を行っている企業。

* 各企業の2段目に示している項目は、10個の開示項目以外で各企業が独自に開示している情報。

* 表内の(a)(b)(c)は、本研究ノートの3.(1)で説明した(a)(b)(c)に対応している。

ニユアルレポートを用いている企業と知的財産報告書を用いている企業がある。また、知的財産報告書を開示している企業については、「開示指針」で示されている10項目を全て開示している企業もあれば10項目を部分的にしか開示していない企業もある。さらに、独自の構成を採用している企業や追加的に独自の項目を開示している企業もある。しかし、企業間の比較可能性という観点からすると、「知的財産報告書」において、「開示指針」で示されている10項目ができるだけ忠実に開示されたうえで、追加的に開示する事項がある場合には追加開示として独自の項目が開示されることが望ましいように思われる。ただし、知的財産の情報は企業秘密に繋がる情報がある可能性があるため、そのような場合には10項目に含まれる情報であったとしても開示することが難しいことがあるかもしれない。

注

- (1) 第154回国会における小泉前内閣総理大臣施政方針演説より引用。
【<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04sisei.html>】(accessed 2007/09/11)
- (2) さらに、経済産業省からは、2006年3月に「中小企業知的資産経営研究会 中間報告書」が公表されている。そのため、このような知的財産を巡る動向は、大企業のみならず中小企業にとっても大変重要なものであると考えられる。
- (3) 特許庁HP:「知的財産権について」より。【<http://www.jpo.go.jp/seido/index.htm>】accessed 2007/04/8)
- (4) 特許庁HP:「知的財産権について」より作成。
【<http://www.jpo.go.jp/seido/index.htm>】accessed 2007/04/8)
- (5) なお、会計上は、これに類似したものとして無形資産という用語があるが、これは貸借対照表に計上されている(または計上される可能性がある)ものに限定して用いられる場合が多い。さらに、これは、知的創造に関係しないもの(例えば、地上権や電話加入権など)を含む場合があり、本研究ノートでいう知的財産とはその範囲が異なる。
- (6) 経済産業省(2004)『知的財産情報開示指針』pp.7-9.を参照。
- (7) 経済産業省(2004)『知的財産情報開示指針』pp.9

- 16. を参考に作成。

- (8) 2004年開示媒体から2006年開示媒体については、経済産業省 知的財産政策室(2007)『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査～「強み」の開示とステークホルダーとの対話～』pp.12-14.の図表2-7「知的財産情報の開示状況」を修正し作成。2007年開示媒体については、各企業のWebページを参考に作成。
- (9) 各企業の知的財産報告書を参照し作成。
- (10) 英語版の名称は、「Intellectual Property Report」となっている。
- (11) テルモ株式会社では、日本版の名称として、「知的資産報告書」という名称が用いられている。そのため、いわゆる「知的資産経営報告書」と混同されがちである。しかし、英語版の名称は、知的財産報告書つまり「Intellectual Property Report」となっており、これは、いわゆる「知的資産経営報告書」とは異なるものであると考えられる。
- (12) 各企業の知的財産報告書を参照し作成。
- (13) 知的財産を用いた資金調達の事例については、2007年12月に経済産業省より公表された「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」が詳しい。また、2004年12月の信託業法改正により知的財産権の信託が可能となっているため、今後、資金調達の手法として、知的財産信託が増加することが予想される。
- (14) ただし、この点については、環境報告書やCSR報告書など任意開示の報告書全般についてもいえることではある。

参考文献

- 経済産業省(2004)『知的財産情報開示指針』
経済産業省(2005a)『産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産小委員会 中間報告書』
経済産業省(2005b)『知的資産経営の開示ガイドライン』
経済産業省(2007)『知的財産の流通・資金調達事例調査報告』

参考URL

- 経済産業省 知的資産経営ポータル
【http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html】
第154回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説(2002年2月4日)
【<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04sisei.html>】
知的財産推進計画2006(知的財産戦略本部)
【http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609keika_ku.pdf】

知的財産戦略本部【<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>】

知的財産戦略推進事務局【<http://www.ipr.go.jp/>】

特許庁【<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>】

著者プロフィール

山内 暁（やまうち あき）

早稲田大学政治経済学部卒業、早稲田大学商学研究科修士課程および博士後期課程、早稲田大学商学部助手を経て2006年4月より多摩大学助教授（現 准教授）。博士（商学）。米国公認会計士。